

# あなたの家は、地震に 耐えられる家ですか？



**横須賀市では、住宅の耐震診断・補強工事  
費用の一部を補助しています。**



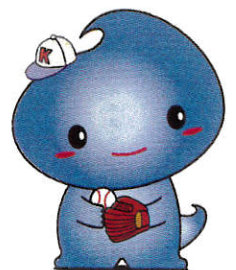
## あなたの家は地震対策をしていますか？

平成23年3月11日の東日本大震災、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の地震は震度7でした。阪神・淡路大地震では、犠牲者約6400名のうち8割を超える方が建物の損壊・倒壊によって、建物の下敷きになり命を落としています。※内閣府「防災白書」より

## 昭和56年5月末日以前の住宅は旧耐震基準です！

昭和56年（1981年）6月に建築基準法の耐震基準が改正されました。それ以前の建物は改正前の旧耐震基準です。阪神・淡路大震災で倒壊・損壊された建物は、昭和56年（1981年）5月末日以前に建てられた建物が多かったと報告されています。

横須賀市では、災害に強い、安全なまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断や補強工事、耐震シェルター・防災ベッドの設置やマンションの耐震診断の費用に対して助成を行っています。



# 耐震化事業 1 木造住宅耐震補強工事助成

## ◆ 助成対象

- 昭和56年（1981年）5月末日以前に着工したもの
- 軸組木造の戸建住宅（兼用住宅及び長屋を含む。）で階数が3階以下のもの
- 建物の所有者（個人）が居住しているまたは居住するもの
- 市内に本店、支店または営業所を置く事業者が行う工事であるもの

この4つの条件に全てあてはまっていること。

- ※ 市税を滞納している方は、助成を受けられません。
- ※ 申請前に着工、契約された場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。
- ※ 昭和56年（1981年）6月以降に増築の着工を受けたものは対象になりません。

29年度より、診断費用の補助  
を1万円増額しました！！

## ◆ 助成事業の流れと助成額

- ①耐震診断・改修計画書作成（13万円5千円のうち**9万8千円**を補助）  
確認申請図面と現場を照合し、傾き、腐食度、建具の建て入れや、天井裏、床下などの調査と、偏心率、壁量計算等により診断を行います。それを基に診断士が改修計画案を作成します。
- ②耐震補強工事図面作成（11万円5千円のうち**5万8千円**を補助）  
改修計画書に基づき、施主と診断士が打ち合わせ、工事内容を定めた設計図を作成します。
- ③耐震補強工事（工事費の1/2。ただし、**上限100万円**を補助）  
（例）補強工事費150万円→75万円補助  
300万円→100万円補助
- ④工事監理（6万円のうち**3万円**を補助）  
適正に工事が行われているかチェックするために、工事の中間に2回、完了後に1回工事監理を行います。

- ※①、②及び④は横須賀建築設計事務所協会が行います。
- ※耐震補強工事をした場合、所得税・固定資産税の軽減措置を受けられます。